

公的病院に対する財政支援について

北信越部会提出

離島・中山間・過疎地域など、経営的に不利な環境で医療を提供している公益法人等が設置・運営する公的病院は、地域医療の基幹的役割を担う医療機関として、不採算医療の提供を行うなど公立病院の代替機能を担い、住民の生命、安全・安心な生活を支える上で欠かせない役割を果たしています。

しかし、近年の患者数の減少や物価高騰等の影響のほか、診療報酬改定等の構造的な要因により、公定価格で経営する病院の経営は危機的な状況に置かれています。つきましては、急激な資金低下及び資金繰りの悪化により、地域の医療提供が突然停止することのないよう、緊急支援パッケージの継続的な実施と緊急的に地方公共団体が行う経営支援に対する地方財政措置（特別交付税措置）を講じるよう要望します。

また、公的病院と公立病院では、国からの財政支援に大きな格差があり、公立病院では病床数に応じた普通交付税措置があるのに対し、公的病院にはそのような財政支援がないのが実情です。公立病院と同じく地域医療を支える公的病院の経営が安定しなければ、医療脆弱地域で生活する住民の生命、安全・安心を守るための医療提供体制が維持できなくなることが懸念されます。したがって、公的病院についても普通交付税または同等の特別交付税の算定対象として措置を受けた自治体に公的病院への補助を義務付けるなど、公立病院と同等の財政的支援を受けられるよう、強く要望します。